育児・介護休業等に関する労使協定書

株式会社○○と従業員代表○○○○は、育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第1条　次の従業員から１歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　申出の日から１年以内（育児介護休業規程第○条第○項に基づく１歳６か月までの育児休業の場合は６か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな従業員

③　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第２条　次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　介護休業申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

③　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第３条　次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社６か月未満の従業員

②　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第３条　次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社６か月未満の従業員

②　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（所定外労働の免除の申出を拒むことができる従業員）

第４条　次の従業員から３歳未満の子を養育するための所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第５条　次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第６条　次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

①　入社１年未満の従業員

②　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（従業員への通知）

第７条　第１条から第６条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

　平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

従業員代表　○○　○○　　印